

## 2 第1号 分類基準（消防法第35条の5第2項第1号）

傷病者の心身等の状況に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準を次のとおりとする。

### 医療機関の分類についての基本的な考え方

救急搬送は、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者を搬送するものであることから、傷病者の生命の危機の回避及び後遺症の軽減などが図られるよう、優先度の高い順に緊急性、専門性の2つの観点から分類することとする。

なお、傷病者の症状、病態等が、分類基準により分類された区分に該当するかについては、第3号「観察基準」に定める基準によるものとする。

#### (1) 緊急性

生命に影響を及ぼすような、緊急性が高いもの。

なお、緊急性については、重篤及び重症度・緊急度が高い場合における以下の病態に区分する。

重篤（バイタルサイン等による）

脳卒中

心筋梗塞（狭心症）

重症の外傷

重症の熱傷

中毒

喘息（重積発作）

吐下血（消化管出血）

急性腹症

#### (2) 専門性

専門性が高いもの。

なお、専門性については、重症度・緊急度が高い以下の傷病者及び搬送に時間を要する病態に区分する。

重症度・緊急度が高い妊産婦

重症度・緊急度が高い小児

精神疾患